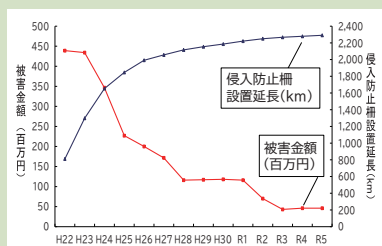


1. 農業被害

滋賀県で農作物に被害を及ぼす主な野生獣は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルです。野生獣による農作物被害金額は、水稻や野菜、豆類への被害を中心に2010(平成22)年度には、約4億3900万円と大きな被害が発生しました。しかし、その額は2023(令和5)年度には約4600万円まで減少し、約1/10までになりました。

その理由としては、県内全域で侵入防止柵の整備が進んだこと(2023(令和5)年度末:2293km)、集落ぐるみでの餌場の価値低減や追い払い対策が実施されたこと、そして捕獲事業により加害個体を減少させたこと等が考えられます。



図T-1 野生獣による農作物被害金額および侵入防止柵設置延長の推移



写真T-1 侵入防止柵とニホンジカ

2. 森林被害

森林における被害は、林業被害としてニホンジカおよびツキノワグマによる造林木の剥皮被害のほか、ニホンジカ等による造林苗木への食害があります。2000(平成12)年頃から被害が増加し、2012(平成24)年度には、約280haに達する状況でした。しかし、被害対策として、剥皮被害防止対策や新植造林地での苗木食害防止対策を行い、また、ニホンジカの捕獲事業等を進めた結果、林業被害は減少に転じ、2023(令和5)年度には約17haとなっています。

また、生態系被害として、特にニホンジカの採食により、希少植物の減少や下層植生の衰退が確認されています。これらは植物だけではなく、鳥類、昆虫といった他の生物への影響が示唆されることから、生物多様性の劣化や土砂の流出などが懸念されており、ニホンジカの捕獲事業等の対策を講じています。



写真T-2 広葉樹林の下層植生衰退状況

3. 生活環境被害

人慣れしたニホンザルにより、家屋への侵入、屋根の破損や人への威嚇等が発生しています。また、ニホンザルは昼行性のため、住民が被害を目の当たりにすることも多く、住民の精神的苦痛も大きな問題となっています。

また、カワウなどの鳥類が住宅地近郊に営巣することにより、悪臭や糞害、鳴き声による騒音被害なども発生しています。

過疎化や高齢化など、私たち人間の社会構造の変化に伴って、地域住民による追い払いなどの被害防除対策が困難となっており、これらの被害が浮き彫りになっています。



写真T-3 屋根に登るニホンザル



写真T-4 住宅地近郊に集まるカワウ

4. その他の被害

近年、クマ類の大量出没や人身被害の多発により、全国的にクマ類によ

る被害が話題となっています。それらを受け、2024(令和6)年4月には環境省により一部の地域を除くクマ類が「指定管理鳥獣」に指定されました。これまで、「指定管理鳥獣」にはニホンジカとイノシシが指定され、捕獲が推進されてきましたが、クマ類は地域によって個体数や分布の状況が大きく異なることから、捕獲だけではなく、地域個体群の状況に応じた保護や管理が必要とされています。

滋賀県では湖北地域や湖西地域をはじめとしてツキノワグマが生息していますが、近隣府県と比較して生息数が少なく、存続基盤が脆弱であることから、滋賀県の2020年版レッドデータブックでは「希少種」と評価されています。

5. 被害への対策

滋賀県では、鳥獣種ごとに「第一種特定鳥獣保護計画」または「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、計画的に鳥獣の保護や管理を推進しています。

鳥獣被害の低減や個体群維持のため、「個体群管理」「被害防除対策」「生息環境管理」を総合的に実施しています。

表T-1 計画の策定状況

計画	対象鳥獣の種類
第一種特定鳥獣保護計画	ツキノワグマ
第二種特定鳥獣管理計画	ニホンジカ、ニホンザル、カワウ、イノシシ

自然環境保全課・森林保全課・みらいの農業振興課